

一般社団法人日本車いすテニス協会 適合性審査自己評価\_2020年度末時点

\* <自己評価> A：対応済み、B：対応中あるいは今後対応

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                                   | 自己説明の概要   | 自己評価<br>*参照 | 現状  | 方針   |
|--------------|--------------------------------------|---|-------------|---|--|
| 1            | [原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること  | A           | 2024/パリパラリンピックならびに2028ロサンゼルスパラリンピックを見据え、2021年3月30日に、組織運営方針を含めた中長期基本計画（素案）を策定し公表した。      |  |
| 2            | [原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること   | A           | 2024/パリパラリンピックならびに2028ロサンゼルスパラリンピックを見据え、2021年3月30日に、人材育成方針を含めた中長期基本計画（素案）を策定し公表した。      |  |
| 3            | [原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること   | A           | 2024/パリパラリンピックならびに2028ロサンゼルスパラリンピックを見据え、2021年3月30日に、財務健全化に向けた方針を含めた中長期基本計画（素案）を策定し公表した。 |  |
| 4            | [原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | B           | 現状の外部理事は1名（9%）、女性理事は3名（25%）。  | 組織規模ならびに競技特性等を踏まえ、外部理事の割合ならびに女性理事の割合について検討を進める。                        |
| 5            | [原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること   | A           | JWTAにおいては評議員会の設置をしていない。   |  |
| 6            | [原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること                      | B           | JWTAにおいては、現時点でアスリート委員会の設置をしていない。  | 東京パラリンピック大会終了後、アスリート委員会の設置に向けた検討を実施する。                                 |
| 7            | [原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること  | A           | 定款上、理事の定数は3名以上15名以内となっている。  | 引き続き、スポーツを取り巻く環境の変化、事業規模等を勘案して、理事会規模の適正化に対応する。                         |
| 8            | [原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること  | B           | 現時点で、理事就任時の年齢に制限は設けていない。  | 引き続き、スポーツを取り巻く環境の変化、事業規模等を勘案して、適切に対応する。                                |
| 9            | [原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること                                   | A           | 現在の33名の理事の最長在任期間は、法人化以降で10年6か月。2020年6月の定時社員総会にて、定款の改正を実施、理事任期は連続して10年を超えないものとするを規定。     | 次回役員改選時に、定款に従った対応を実施、在任理事に10年を超える理事が存在しないようにする。                        |
| 10           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること  | B           | 役員候補者を選考する独立した諮問委員会は存在していない。  | 今後、役員選考に関する専門委員会の設置について検討を進める。   |
| 11           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (1)NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること   | A           | 各種規程の制定を行い、必要に応じて改正を行っている。  |  |
| 12           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (2)その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか  | A           | 各種規程の制定を行い、必要に応じて改正を行っている。  |  |
| 13           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (2)その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか   | A           | 各種規程の制定を行い、必要に応じて改正を行っている。  |  |
| 14           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (2)その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか  | A           | 役員等の報酬と費用に関する規程、非役員等の報酬、費用、謝礼、日当に関する規程、役員、非役員等への謝金及び日当に関する基準を定めている。                     |  |
| 15           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (2)その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか   | B           | 現在NF内で財産の運用は実施しておらず、別途定める会計ルールに従って管理している。   | 今後管理すべき財産が発生した場合に備えて、財産管理に関する規程の整備について検討を進める。                          |
| 16           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (2)その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか  | B           | 規程レベルでは準備できていない。  | 今後、財務健全化に関する中長期計画の策定に合わせ、規程化について検討を進める。                                |
| 17           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること   | B           | 選手選考基準については整備済だが、選手の権利保護に関してNF内で規程整備はできていない。  | 代表選手のマネジメント体制等を勘案し、NFとして必要となる権利保護に関する規程の整備については、中長期計画の策定に合わせ、併行して検討する。 |
| 18           | [原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること  | A           | 審判員については（公財）日本テニス協会の管轄下で対応している。   |  |

|    |  |  |   |   |   |
|----|--|--|---|---|---|
| 19 | [原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。               | (5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること  | A | 現在は、NF内において相談窓口を設定し、かつ専門委員会としてインテグリティ委員会を設置する等、各種問い合わせ対応の整備を実施済。また、日本財団パラリンピックサポートセンターを通じ弁護士等への相談ルートが確保されている。 |   |
| 20 | [原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。               | (1)コンプライアンス委員会を設置し運営すること   | A | NF内の専門委員会としてインテグリティ委員会を設置済。   |   |
| 21 | [原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。               | (2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること   | B | 現在構成員に有識者が配置されていない。   | 今後、役員改正時に合わせ、インテグリティ委員会に有識者の配置を検討する。                    |
| 22 | [原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである           | (1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること   | A | (公財)日本テニス協会と連携し、当協会役員、事務局全員に対してコンプライアンス教育を実施した。   |   |
| 23 | [原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである           | (2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること   | A | JPC主催のインテグリティ研修会が実施されており、選手および指導者に対する教育を実施済。  |   |
| 24 | [原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである           | (3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること   | A | 審判員については(公財)日本テニス協会の管轄下で対応している。   |   |
| 25 | [原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること   | A | 法律問題については、日本財団パラリンピックサポートセンター経由で弁護士相談が可能となっており、会計問題についてはNF内で外部税理士のサポートを受けることが可能となっている。                        |   |
| 26 | [原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること   | A | 外部税理士の指導の下、適切な会計処理をNF内で定めたルールに則って実施している。  |   |
| 27 | [原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (3)国庫補助金等の利用に關し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること  | A | 国庫補助金等の利用に關しては、JPCで定めるルールに従って適切に対応している。   |   |
| 28 | [原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと   | A | 情報公開規程に基づき開示している。   |   |
| 29 | [原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>1 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること  | A | 選手選考基準については逐次協会ウェブサイトにて公開している。  |   |
| 30 | [原則7]適切な情報開示を行うべきである。                    | (2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>2 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること   | A | 2021年3月30日に、ガバナンスコードの遵守状況に関する自己評価を公開した。   |   |
| 31 | [原則8]利益相反を適切に管理すべきである                    | (1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること  | B | 法令に基づき利益相反対応は機関決定プロセスにおいては対応しているが、更なる適合性に向けて利益相反ポリシーの作成中。   | 今後、利益相反に関する規定を作成する。                                     |
| 32 | [原則8]利益相反を適切に管理すべきである                    | (2)利益相反ポリシーを作成すること   | B | 現在、利益相反ポリシーの作成中。  | 今後、利益相反に関する規定を作成する。                                     |
| 33 | [原則9]通報制度を構築すべきである                       | (1)通報制度を設けること  | A | コンプライアンス規程を整備し、通報制度を設けている。  |   |
| 34 | [原則9]通報制度を構築すべきである                       | (2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること   | B | 現在構成員に有識者が配置されていない。   | 今後、役員改正時に合わせ、インテグリティ委員会に有識者の配置を実施することを検討する。             |
| 35 | [原則10]懲罰制度を構築すべきである                      | (1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること  | A | コンプライアンス規程を整備し、懲罰に関する禁止行為、事案に対する処分の内容、決定方法等について規程化され、協会ウェブサイトにて公開、周知している。                                     | 現在のコンプライアンス規定を再整理し、倫理規定の新規作成等を通じて、懲罰に関する制度について、今後規程化する。 |
| 36 | [原則10]懲罰制度を構築すべきである                      | (2)処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること  | B | 処分については理事会で決定されるが、外部有識者の意見等の反映については規程化されていない。   | 今後、役員改正時に合わせ、インテグリティ委員会に有識者の配置を実施することを検討する。             |
| 37 | [原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること   | A | コンプライアンス規程を整備し、スポーツ仲裁に関する手続きについても規程化している。   |   |
| 38 | [原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること  | A | コンプライアンス規程を整備し、スポーツ仲裁に関する手続きについても規程化しており、処分対象者については決定プロセスの段階で通知を行っている。  |   |
| 39 | [原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。            | (1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること  | B | 現時点で構築できていない。   | 今後、危機管理マニュアルを策定し、規程化する。                                 |
| 40 | [原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。            | (2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施               | A | 初期対応はインテグリティ委員会が事実調査を実施、原因究明ならびに処分等に関する提言を理事会に実施し、協会としての対応を行っている。   |   |
| 41 | [原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。            | 対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | B | 現在構成員に有識者が配置されていない。   | 今後、役員改正時に合わせ、インテグリティ委員会に有識者の配置を実施することを検討する。             |

- |  |  |          |  |
|--|--|----------|--|
| <p>[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p> | <p>(1)加盟規程の整備等により地方組織等との権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p> | <p>A</p> | <p>現時点でNFと地方組織の権限関係については存在しないが、要望に応じて適切な支援を実施している。</p> |
| <p>[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p> | <p>(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>                                    | <p>A</p> | <p>要望に応じて適切な支援を実施している。</p>                             |